

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年6月23日(木) 午前9時30分から
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 3F 第3委員会室
3. 出席委員 (19人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
	2番	牧 潤三	君
委員	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 満秀	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笹原 綾乃	君
	12番	牧 優作郎	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (1人)
欠席者 19番 中島 則雄 君

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告第 2号 農地法第3条許可指令書の取り消し願いについて
報告第 3号 非農地通知書の一部変更について
議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第11号 農用地利用集積計画について
議案第12号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について
議案第13号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 望
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

おはようございます。中島委員が不在ということで欠席でございます。

ただ今より平成 28 年度第 3 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は 6 番委員の岩川原造委員にお願い致します。

憲章朗唱（6 番委員）

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長

梅雨まっただ中ではありますが、今年の梅雨は様子が違うなと感じているところがございます。屋久島の大雨を待たずして本土の方で大雨が降っておりまして、大きな災害につながっているようでございます。

農村地域の見守り役として皆さん方からも地域の方がたへの注意喚起をお願いしたいと思います。

これまで農業委員憲章でしたが農業委員会憲章ということで、先般の農業委員会の会長の全国大会で議決されたところですが、早速新しく変更しているところです。

本日は議題も盛りだくさんでございます。皆さん方の積極的なご意見をお願いしたいと思います。 よろしくお願ひいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 12 番委員、13 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第 1 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、次のとおり合意解約の通知があったので報告いたします。

整理番号 1 番。権利の種類：賃貸借設定。契約内容：経営基盤法。貸借人：借人 []、貸人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、他 3 筆。地目：畑が 2 筆、田が 2 筆。4 筆の合計面積が [] m²。貸借期間：平成 23 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの 5 年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による解約をする日・土地の引き渡し時期：平成 28 年 6 月 1 日です。 以上です。

会長

報告案件でございますが、後もつての議題と関連してきます。このようにお知りおきください。

続きまして報告第 2 号、農地法第 3 条の許可指令書の取消しについて、事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第 2 号。農地法第 3 条の許可指令書の取消しについて、次のとおり許可指令書の取消し願いがあったので報告いたします。

整理番号 1 番。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、田、 [] m²。利用状況：畑。第 3 種農地・都市計画区域内。事由：『整理番号 2 番を取消すことにより、下限面積要件を満たすことができなくなるため。』ということです。

整理番号 2 番。申請人：借人 [] さん（ [] 歳）。貸人

事務局長

■■■■さん(■■歳)。土地の所在：■■■■、畑、■■■㎡。利用状況：畑。第3種農地・都市計画区域内。事由：『農地法第3条の許可を受けた後、新たに転用計画が出てきたため。』という事です。 以上です。

会長

ただ今事務局からございましたように、先に許可した分の一部について転用計画が出てきたために、3条を実行することができない。農地として活用することができない。ということで取り消しという判断になったため、もう1筆も下限面積を満たさないことになってしまいますので、併せて取消すということです。

通常申請書を出した段階では取り下げという言葉を使うんですが、許可が下りてますので、許可の取消しという申請です。

これも報告案件ですので、ご理解をお願いいたします。

続きまして報告第3号。非農地通知書の一部変更について事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第3号。非農地通知書の一部変更について、次のとおり変更いたしましたので報告いたします。

整理番号1番。対象者住所・氏名：屋久島町 ■■■■さん。地番■■■■。地目：畑。面積：(修正前)6㎡、(修正後)38㎡。利用状況：公衆用道路。変更理由：『平成28年2月25日、農業委員会総会において非農地判断の議決をして同年5月10日付けで所有者に通知を行ったが、登記簿面積38㎡で非農地判断すべきを誤って課税台帳上の分割面積6㎡で判断を行っていたため、対象面積の変更を行った上で、通知の再交付を行う。』ということです。 以上です。

会長

これも事務局の説明のとおりなんですけど、7ページの航空図で全体は38㎡あるんですが、大部分は公衆用道路として使われております。農業委員会としては残った6㎡に対して非農地通知を出すこととなったわけです。32㎡は非課税扱いになっていたことで税務課では分けておりまして、残っていた部分が6㎡。登記簿上では38㎡、課税対象では6㎡だけだということですのでございまして、本来は1筆丸ごと非農地通知を出すべきだったと。

こういうことは屋久島町ではたくさんあるんです。道路が通っているにも関わらず、分筆して地目を変更していないために、農地として残っているということですね。

そういうことでよろしいですか。

(「はい。」の声あり)

それでは続きまして8ページ、議案第9号。農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

整理番号11番・12番は関連がございますので一括して審議を行います。

事務局長

議案第9号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号11番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん(■■歳)。譲渡人■■■■さん(■■歳)。土地の所在：■■■■、他1筆。地目：畑。2筆の合計面積：■■■㎡。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：タンカンが1月から12月。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：0、申請人の経験年数：15年、農機具等の保有状況：刈払機・1です。

事務局長

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号 12 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、他 3 筆。地目：畑。4 筆の合計面積：■■■■m²。すべて農用地区域内です。利用状況：すべて畑。以下は整理番号 11 番と同じです。貸借期間は平成 28 年 6 月 30 日から平成 38 年 6 月 29 日までの 10 年間です。

今回の申請は整理番号 11 番と 12 番で下限面積をみだし新規就農するというものです。機械の保有状況等に不安はありますが、申請人の経験年数・営農計画等を踏まえると特に問題は見られないため、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しない為許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号 11 番・12 番について、担当委員さんのご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

整理番号 11 番の譲渡人については、高齢でありまして後継者もいないため、自分の持っている土地を手放しているという状況です。譲受人の■■■さんは現在■■■に住んでおります。お父さんのタンカン畑を手伝っておりまして、経験年数も 15 年となっております。

整理番号 12 番の貸人はお父さんです。申請地は■■■■の上に旧県道、下に県道が走っておりますが、そこに挟まれた土地に■■■さんの土地が 2 筆。売買です。次のページをお願いします。■■■の下にお父さんのタンカン畑が 4 筆。貸借です。

機械の保有状況が心配だというお話でしたが、お父さんが動噴等も持っておりますし、大丈夫かなと思います。

地元としましては特に問題は無いかと思っています。以上です。

会長

整理番号 11 番・12 番について皆さん方からご質問・ご意見、いかがでしょうか。

○番（農業委員）

お母さんは野菜なんかもたくさん作っていて、■■■■にも出しておりますし、新規就農ということですので異議はありません。

会長

他にご意見ございませんか。
（「ありません。」の声あり）

整理番号 11 番 12 番について許可することにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）

整理番号 11 番・12 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 13 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 13 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、他 3 筆。地目：すべて畑。4 筆の合計面積：■■■■m²。利用状況：すべて果樹園。営農計画及び耕作期間：たんかんが 1 月から 12 月、ジャガイモが 10 月から 3 月、野菜が 1 月から 12 月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況といたしまして経営面積：所有地が■■■■m²、申請人の経験年数：2 年・母：50 年。農機具等の保有状況：刈払機・2、動噴・1、

事務局長

耕運機・2。

周辺地域との関係：『支障等は特にはないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等に全面的に協力いたします。』ということです。

今回は譲受人がもともと相続していた [] m²と申請面積 [] m²を合わせて、下限面積をクリアして新規就農するものです。経験年数は浅いですが、母親と一緒に耕作すること・農機具等の保有状況・営農計画をみても特に問題は無いと思われます。

また、譲受人の住所が [] となっておりますが、 [] に居住していることを [] の区長さんに証明をいただいておりますので、これに関しても問題は無いと思われます。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号 13 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲渡人は [] を経営しておりますが、ポンカン・タンカンをぼちぼち作っております。申請人は [] の会社をしております [] に奥さんや子供さんがおられるようですが、1年の大半は [] に居ることです。 [] 区長から居住証明書をいただきまして添付しております。

19 ページで場所の説明をします。 [] の山手側になります。タンカンが植わっております。ほとんど自家用で一部農協に出しているようです。お母さんも手伝うということです。

住所は [] ですが、150 日以上従事できますし機械の保有状況も問題ないと思います。 以上です。

会長

整理番号 13 番についてご質問ございますか。

○番（農業委員）

[] に住所があるということで区長から居住証明をもらって新規就農するというのですが、新規就農者ということでも何ら問題はなくクリアできるということですか。

会長

実態がどこにあるかということが証明されれば可能だということです。行政は実態があるところに住所を移しなさいという指導をすることは可能なんだそうですが、それによって損害が発生する場合には賠償しなければならぬことも出てくるようです。

農地法では生活の実態があるところが住所地とみなしてよいという県の回答でした。

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 13 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 13 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 14 番の説明をお願いします。

事務局長

整理番号 14 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、他 1 筆。地目：畑。2 筆の合計面積： [] m²。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：水稻が 2 月から 8 月、果樹と野菜が 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の移動を受ける者の状況：所有面積が [] m²。経験年数：

事務局長

申請人・30年、妻・20年・次男・1年。農機具等の保有状況：トラクター・2、刈払機・3、動噴・1、管理機・1、田植え機・1、スピードスプレイヤー・1、モア・2です。

周辺地域との関係：『支障等は特にはないと思います。』という事です。地域との役割分担：『農道草払い作業や獣害対策のフェンスの整備等に協力します。』という事です。

譲受人は[]で大規模な経営を展開する農家です。今回は申請地を取得して規模拡大を図るものです。経営面積・経験年数・機械の保有状況においても特に問題も見られないことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号14番について担当委員のご意見をお願いいたします。

〇番（農業委員）

申請人は[]で一番大きな農業者で、昨年から後継者も帰ってきて頑張っています。

[]さんからお願いされた形ですが、申請地の上に[]さんのみかん園がありますのでちょうど良いということでもとまったようです。

[]さんも帰ってこないということですし、問題ないと思います。

会長

整理番号14番につきまして皆さん方からご質問等ございますか。

〇番（農業委員）

担当委員の言うとおりの譲渡人が[]に居ること、譲受人には後継者がいるということからすれば、良いことだと思いますので私は賛成したいと思います。

会長

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号14番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号14番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号15番・16番は関連がございますので、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号15番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人[]さん（[]歳）、譲渡人[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、他2筆。地目：畑。3筆の合計面積：[]㎡。2筆が農用区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：たんかん・ぼんかんが1月から12月。事由：新規就農。権利の移動を受ける者の状況といたしまして、経営面積は0。経験年数：申請人が10年。農機具等の保有状況：刈払機・1。今後の導入予定といたしまして、動噴・1、耕運機・1です。

周辺地域との関係につきましては『支障等は特にはないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況といたしまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号16番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人[]さん（[]歳）、譲渡人[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、畑、[]㎡。農用区域内です。利用状況：畑。営農計画以下は整理番号15番と同じです。省略いたします。

今回の申請は新規就農という事ですが、申請人の経験年数・農機具等の保有状況・営農計画をみても特に問題は無いと思われます。

農作業の従事人数については未定ですが、数人の農作業従事者を雇っ

事務局長

て耕作をしていきたいということでした。

以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号 15 番・16 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

整理番号 15 番です。

譲渡し人は現在介護状態でありまして、車いす生活をしております。奥さんが農業をしながら介護をしておりましたが、手が回らなくなってきたということで、農地を手放したいというお話でした。

譲受人は会社経営をしておりますので、農業従事者は他にいらしいですが、後々農業生産法人をつくる予定だという事です。

場所につきましては、25 ページをお願いします。■■■■の■■■■をずっと上にあがっていったところに3筆あります。■■■■ありますが半分は防風林です。

もう廃園になりかけておりますので、しょうがないと思っております。 以上です。

○番（農 業 委 員）

整理番号 16 番です。

譲渡人は■■■■に勤めております。タンカン園を自分でやっておりまして、畑もたくさん持っているんですが人に貸している状態です。申請地は■■■■の方が管理しておりましたが、買い取るとなると難しいということで、いろいろ探しておりました。

場所については 27 ページです。■■■■のだいぶ上の方にあります。

技術的にはかなりある方を雇うということですし、特に問題はないと思います。 以上です。

会長

整理番号 15 番・16 番について皆さん方からご意見・ご質問ございますか。

○番（農 業 委 員）

今月は新規就農がたくさん出ておりまして、良いことだと思っているんですが、申請人も良いミカンを作って頑張っておられたんですが介護が必要になってしまって、買い手が見つかったということですし、最近では法人化・企業化といえますか、今回も■■■■さんがするのではなくてちゃんと作業員がいるとうこと。

廃園になってしまってからじゃ値段も安いし買い手もつかないですから、今、管理がされていた状態で売買ができれば良いことだと思います。 以上です。

○番（農 業 委 員）

私も賛成はするんですが、申請人の年齢で新規就農というのがひっかかるんですが。

会長

申請書があがってきて、申請人が動けない状態でない限り年齢で不許可にするということは出来ない状態です。周りの方の意見を聞いて判断するしかないですね。

○番（農 業 委 員）

申請人が人を雇用してやってもらうということですし。

会長

申請書の年齢をみるだけでは、大丈夫かなという気はするんですけども、人を雇ってという話は本当のようです。

他にご意見無ければ整理番号 15 番・16 番を許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 15 番・16 番は許可することに決定いたします。

会長

続きまして整理番号 17 番の説明をお願いします。

事務局長

整理番号 17 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 ■■■■■ さん（■■■ 歳）、譲渡人（■■■ さん（■■■ 歳）。土地の所在：■■■■■、他 3 筆。田が 2 筆、畑が 2 筆です。4 筆の合計面積：■■■ m²。3 筆が農用区域内です。利用状況：すべて畑。営農計画及び耕作期間：里芋が 2 月から 9 月、ジャガイモが 10 月から 5 月、さつまいもが 5 月から 10 月、野菜が 1 月から 12 月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有面積が ■■■ m²、経験年数：申請人が 3 年・妻 3 年、農機具等の保有状況：刈払機・1、管理機・1 です。

周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況といたしまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

申請人は親子関係です。今回は親の農地を譲り受けて新規就農することです。経験年数は少ないですが営農計画を見ても特に問題もないことから、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号 17 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人は親子です。旦那さんは数年前に亡くなりましたが、奥さんが自家用の野菜を作って近所に配るといような農業をしていたんですが、2 年前に息子さんが帰ってきました一緒にしています。

30 ページをお願いします。■■■■■ から上がって、■■■■■ の上にあるのが自宅です。3 筆は本人たちが耕作をしていますが、■■■ m²の田んぼについては、畜産農家の方に牧草地として貸しております。

申請人は帰ってきて 2 年ということで経験年数は浅いんですが、まじめな方でして朝早くから遅くまで一生懸命やっております。先ほども申し上げましたが、販売目的ではなく自家用と近所さんに配って歩くのを生きがいにしている親子であります。以上です。

会長

整理番号 17 番について皆さん方からご意見・ご質問ございますか。

○番（農業委員）

■■■ さんは定年退職して帰ってきたんですが、従事者の中にお母さんが入ってないですね。お母さんはもう 50 年もやっておられるプロなんですから。賛成ですね。

会長

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 17 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 17 番について許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 18 番・19 番は関連がございます。一括審議をいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 18 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 ■■■■■ さん（■■■ 歳）、譲渡人 ■■■■■ さん（■■■ 歳）。土地の所在：■■■■■、畑、■■■ m²。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：野菜が 1 月から 12 月、ビワが 1 月から 12 月、甘藷が 3 月から 11 月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、所有面積：■■■ m²、経験年数：申請人 15 年・妻 15 年、農機具等の保有状況：刈払機・1、動噴・2、耕運機・2 です。

事務局長

周辺地域との関係については『特に支障等はないと思います。』という事です。地域との役割分担については『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号 19 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人■■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■、畑、■■■■■㎡。利用状況：畑。以下は整理番号 18 番と同じですので省略させていただきます。

今回の申請は整理番号 18 番と 19 番で下限面積要件の 3,000 ㎡をクリアし、新規就農しようとするものです。

経験年数・機械の保有状況・営農計画等をもても特に問題はみられないため、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しない為許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお整理番号 18 番については報告第 2 号において説明をいたしました許可指令書の取消しを行った土地でございます。以上です。

会長

整理番号 18 番・19 番についてそれぞれ担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲受人は譲渡人の妹の旦那さんです。■■■■■に住んでおりましたが■■■■■に家を建てて引っ越しております。33 ページの航空写真ですけども、申請地の隣は本人たちの■■■■■の自宅です。畑をするということですので、私は異存はありません。以上です。

○番（農業委員）

19 番の方ですが、34 ページをお願いします。上に走っているのが県道です。右が■■■■■、左が■■■■■です。■■■■■の墓地を上がって農道に面した土地が申請地です。現況はススキとカヤ。年に 1・2 回は草払いをしている状況です。そこを借りて■■■■■の焼酎の原料カライモを作りたいという計画で、申請地の下に家がありますが、本人の自宅です。その下に 2 反歩ほどの農地をもっておまして、ミカンや野菜を作っています。農業は少ししております。■■■■■の事業で耕作放棄地を少しでも解消しようということで本人も頑張っておりますので問題ないと思います。

会長

整理番号 18 番・19 番について皆さん方からご意見・ご質問ございますか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見ありませんの声です。

整理番号 18 番・19 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 18 番・19 番は許可することに決定いたします。

続きまして 35 ページです。議案第 10 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 10 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 2 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■、畑、■■■■■㎡。利用状況：畑。第 2 種農地。事由：『現在、借家住まいであり自己の住宅を新築するため。』という事です。転用目的及び事業計画：一般住宅の建築面積が■■■■■㎡、駐車場の所要面積が■■■■■㎡、家庭菜園等の所要面積が■■■■■㎡。

今回の申請は自己の住宅を新築したいという申請です。申請面積が

事務局長

500 m²を超えておりますがやむを得ない理由があるという事で理由書を添えてあります。また第2種農地であることを考えると転用はやむを得ないと考えます。 以上です。

会長

整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人は先ほどの3条申請にも出てきました。15 ページをご覧ください。県道と旧県道に挟まれた農地が3筆ありまして、旧県道側です。旧県道とこの畑には段差があります。■■■■君は家族が増えて家が狭くなってきたということで、もともと■■■■出身ですので■■■■に帰ってきて新規就農します。若い方が帰ってきて農業するということですので嬉しく思っております。 以上です。

会長

整理番号2番について、皆さん方からご意見・ご質問いただきます。いかがでしょう。
（「ありません。」の声あり）
ご質問等なければ整理番号2番について同意することにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号2番は計画に同意することに決定いたします。

続きまして整理番号3番の説明をお願いします。

事務局長

整理番号3番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん（■■■■歳）、譲渡人■■■■さん他3名。土地の所在：■■■■の一部。地目：畑。面積：■■■■m²内■■■■m²。利用状況：休耕地。第3種農地。事由：『飲食店を開店したいため。』ということです。転用目的及び事業計画：住宅兼店舗・■■■■m²、倉庫・■■■■m²、駐車場・■■■■m²、緩衝地等・■■■■m²。今回の申請は飲食店と譲受人の居住用住宅を新築したいということです。■■■■から300m以内に申請地は所在しておりますので第3種農地であること、事業計画等を見ても特に問題もみられないことから、転用はやむを得ないと考えます。
なお本申請地は農振除外済の土地であり、分筆については許可が下り次第行うということです。 以上です。
担当委員の中島委員が欠席の為、事務局に調査説明を依頼されましたので事務局の方から説明をいたします。

『譲受人は飲食店を経営するという事です。現時点では妻と二人で行うということでした。資金証明も融資証明もあり、許可が出た後すぐに転用行為を行うということです。また■■■■が近いので3種農地でありますので、特に問題は無いと思います。』ということでしたのでお伝えいたします。 以上です。

会長

整理番号3番について皆さん方からご意見・ご質問等ございますか。
（「ありません。」の声あり）
ご意見無ければ整理番号3番について申請に同意することにご異議ございませんか。
整理番号3番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして整理番号4番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号4番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん（■■■■歳）、譲渡人■■■■さん

事務局長

(歳)。土地の所在： 、畑、 m²。利用状況：宅地。第2種農地。事由：『自己の住宅を新築するため。』ということです。転用目的及び事業計画：住宅・ m²、倉庫・ m²、駐車場・ m²、家庭菜園等・ m²、法面・ m²。

今回の申請は始末書付きの追認案件です。農地区分も2種農地でありすでに転用されていることで転用はやむを得ないと思われま。以上です。

会長

整理番号4番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

売買ですが、親子です。すでに家を建てて10年近くとなっております。55ページをお願いします。 の下の方にあります。上が倉庫、下が住宅です。段差があってタンカンと野菜を植えてあります。

理由書・始末書、お父さんの始末書。すでに住んでおりますので致し方ないと考えます。以上です。

会長

整理番号4番について皆さん方からご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号4番について申請に同意することにご異議ございませんか。

(「はい。の声あり」)

整理番号4番は同意することに決定いたします。

続きまして整理番号5番です。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号5番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人(宮之浦)有限会社 屋久島葬祭 代表取締役 さん、譲渡人 さん(歳)。土地の所在： 、他2筆。地目：田。3筆の合計面積： m²。利用状況：田。第2種農地。事由：『譲受人は葬祭業を営んでおり、平内地区にも斎場が必要であるため。』ということです。転用目的及び事業計画：斎場・ m²、通路・ m²、駐車場・ m²。

今回の申請は平内地区に新たに葬祭場を建設したいというものです。農地区分も第2種農地であり、事業計画等も特に問題が見られない為転用はやむを得ないものと思われま。以上です。

会長

整理番号5番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

屋久島葬祭については当初、西開墾、湯泊あたりに土地がないか探していたらしいですけど、ここに話がきております。平内でもほとんど葬儀は尾之間でするんですが大きな集落でありますし、高齢者は尾之間まで行けないという状況の中、集落の活性化にもつながるんじゃないかと思っております。

○番(農業委員)

まず、事業計画書の中に「地元から作ってほしいと要望があり。」とありますが、要望があったんですか。県道沿いですけど、真ん前に の販売所があります。屋久島一の直販売をしております。あと、環境面ですね。いろんな方がいます。周りの土地の価格・農業面、いろいろなところに影響が出る気がしてなりません。その中で農業委員会としては『法的には、何ら問題はないですよ。』とした時に、『農業委員会が認めたから造ります。』ということですよね。環境面だとか、隣接地に意見をもらうということは無いんですか。

○番(農業委員)

どこから要望があったかは定かじゃありませんけども、近隣から「もっと近くにあればいいのにね。」という話は出ているわけで、平内では自宅葬はほとんどやりません。

○番（農業委員）

の販売所についても、駐車場も完備されるわけですから何ら問題はないと思っております。

○番（農業委員）

集落にとってはそうかもしれませんが、隣接に土地を持っている方にしたら、「ああいいですよ。」とはならないと思います。隣接地の意見も聞かないと。

会長

一般的に葬祭場は町の生活圏のど真ん中にもございます。葬祭場の設置義務について、事務局から説明ができますか。

事務局長

一応、介護衛生課の方に葬祭場を建てるにあたって特別な手続きが必要なのかを確認したんですけど、特になんかということでした。

会長

最終的にそういう懸念がされる時には、県の方から再度添付資料ということでも求められます。

転用の許可権は県にありますので。

今、調べる限り他に手続きが必要ないという事で、ここに上げているわけです。

他にございませんか。

（「異議ありません。」の声あり）

整理番号5番について申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号5番は申請に同意することに決定いたします。

続いて整理番号6番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号6番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 さん（ 歳）、譲渡人 さん（ 歳）。土地の所在： 、畑、 m^2 。利用状況：畑。第3種農地・都市計画区域内。事由：『譲受人は現在借家住まいで、申請地に住宅と店舗を建築したいため。』ということです。転用目的及び事業計画：住宅・ m^2 、店舗・ m^2 、駐車場・ m^2 。

当該申請地は報告第2号、整理番号2番にて許可指令書の取消しを行った土地です。 から300m以内ということで第3種農地であり、また事業計画等を見ても特に問題も見られないことから転用はやむを得ないと考えます。 以上です。

会長

整理番号6番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

65 ページをお願いします。さっきも説明しましたが、この申請地の左が、 さんが買った土地です。その隣の家が さんの持ち家です。ここに さんが住んでいた時には、申請地も耕作しておりましたが、 に移ってからは遊休地のようになっておりました。ここら辺は宅地化してきておりますので、 さんが食堂と住宅を建てるということです。みなさんのご意見をお願いします。

会長

整理番号6番について皆さん方からご意見をいただきます。いかがでしょう。

（「ありません。」の声あり）

整理番号6番は申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号6番は同意することに決定いたします。

続きまして66ページです。

会長

議案第 11 号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 3 号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。

整理番号 6 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借。申請人：借人 ■■■■■ さん（■■歳）、貸人 ■■■■■ さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■、他 3 筆。現況地目：2 筆が田、2 筆が畑。4 筆の合計面積：■■■■ m²。全て農用地区域内。内容：パッションフルーツ。貸借期間：平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間。借料：■■■■ 円。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：パッションフルーツ。経営面積：所有面積が ■■■■ m²、借地が ■■■■ m²、合計 ■■■■ m²。従事日数：300 日。農機具等の保有状況：刈払機・1 です。

借人は認定農業者であります。経営面積が少ないように思われますが経営作物がパッションフルーツでありますので、特に問題はないと思います。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたしました。 以上です。

会長

整理番号 6 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

借人は■■■年前に屋久島に来まして農業をしております。現在、12 棟の時計草を作っておりますが、そのうちの 2 棟が日当たりが悪いということで土地を探しておりました。

借人につきましては、■■■の役員等もされておりますので問題は無いかと思えます。 以上です。

会長

整理番号 6 番について皆さん方からご質問等ございますか。

○番（農業委員）

補足になりますが、借人は集落営農の一員で中心的に活動してくれております。空いているところを活用してくれるということで大いに期待しているところです。

○番（農業委員）

時計草では屋久島で一番面積の大きい人ではないかと思えます。ハウスを作るには資金も必要なんですが、この場所を見ればすごくいい場所だなと思えます。ゆくゆくは面積も増やしていくんでしょうが、■■■さんも高齢ですから使ってもらった方が良いでしょう。

ハウスで 5 年はどうかというところもありますが、その辺はまた話し合いがなされるんじゃないかと思えますので、良いことだと思っております。

会長

他にご意見無ければ、整理番号 6 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 6 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして 70 ページです。議案第 12 号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 12 号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項に基づき意見を求めます。

整理番号 1 番。変更区分：用途区分変更。申請人：■■■■■

事務局長

さん()歳)。土地の所在： 、畑、
㎡の内 ㎡。利用状況：畑。農用地区域内。変更理由：『堆肥倉庫及び倉庫兼作業小屋を建設するため。』ということです。変更目的及び事業計画：作業小屋の建築面積・ ㎡、所要面積・ ㎡、堆肥倉庫の建築面積・ ㎡、所要面積・ ㎡。工事計画：許可有り次第。資金計画：自己資金・ 万円。

今回の申請は農用地区域内に倉庫を建築するというものです。農用地区域外であれば200㎡以内に限りて転用申請は必要ありませんが、農用地区域内であれば用途区分変更の申請が必要となります。

今回はすでに転用済であること、倉庫を建築しても農業振興地域の整備に関する計画に特に支障のないことから計画を認めるのはやむを得ないと思われます。以上です。

会長

整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

前の総会で、町道も通らないようなところで喫茶店を開く計画を出しております。 からずっと下にさがっていきます。自宅を作ったその中で野菜も作っております。小さい堆肥置き場と小さい作業小屋をすでにおいてあります。

会長

皆さん方からご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号1番について計画の変更を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号1番は計画の変更を認めることに決定いたします。

続いて別冊になります。議案第13号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第13号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について、「耕作放棄地全体調査要領」(平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知)に基づき把握された耕作放棄地について、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について(平成20年4月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知)大字平内地区外5地区の現地調査を実施したので同通知第2の2に基づき農地に該当するか否かの判断の議決を求める。

2ページ目をお願いします。

集落名：平内。調査年月日：平成28年2月5日。調査者：農業委員・岩川孝行委員、事務局・川東卓磨、農地相談員・西田博隆。調査した筆数：67筆、面積：101,567㎡。非農地と判断した筆数：41筆、面積：47,821㎡。非農地と判断しなかった筆数：26筆、面積：53,746㎡。1筆の平均面積：1,516㎡。非農地と判断しなかった内訳はお目通しください。

集落名：湯泊。調査年月日：平成28年2月9日。調査者：農業委員・笹原綾乃委員、事務局・日高啓太、農地相談員・西田博隆。調査した筆数：64筆、面積：40,472㎡。非農地と判断した筆数：40筆、面積：26,001㎡。非農地と判断しなかった筆数：24筆、面積：14,471㎡。1筆の平均面積：632㎡。非農地と判断しなかった内訳はお目通しください。

集落名：中間。調査年月日：平成28年2月12日。調査者：農業委員・亀割義一委員、事務局・日高啓太、農地相談員・西田博隆。調査した筆

事務局長

数：72筆、面積：85,637㎡。非農地と判断した筆数：53筆、面積：60,945㎡。非農地と判断しなかった筆数：19筆、面積：24,692㎡。1筆の平均面積：1,189㎡。非農地と判断しなかった内訳はお目通しください。

集落名：栗生。調査年月日：平成28年2月12日。調査者：農業委員・亀割義一委員、事務局・日高啓太、農地相談員・西田博隆。調査した筆数：39筆、面積：11,902㎡。非農地と判断した筆数：28筆、面積：6,948㎡。非農地と判断しなかった筆数：11筆、面積：4,954㎡。1筆の平均面積：305㎡。非農地と判断しなかった内訳はお目通しください。

集落名：楠川。調査年月日：平成28年5月24日。調査者：農業委員・牧優作郎委員、事務局・川東卓磨、農地相談員・西田博隆。調査した筆数：1筆、面積：862㎡。非農地と判断した筆数：1筆、862㎡。

集落名：小島。調査年月日：平成28年5月26日。調査者：農業委員・大角利夫委員、事務局・川東卓磨、農地相談員・西田博隆。調査した筆数：14筆、面積：4,600㎡。非農地と判断した筆数：10筆、面積：3,397㎡。非農地と判断しなかった筆数：4筆、面積：1,203㎡。1筆の平均面積：329㎡。非農地と判断しなかった内訳はお目通しください。

以上です。

会長

それぞれの内容については皆さんお目通しかと思いますが、各地区ごとに出ております。調査された委員さんから特にご説明したいところがあればお願いいたします。

(「ありません。」の声あり)

非農地と判断されたところについては、今後の利用状況調査はしなくてもいいという事です。

皆さん方からご意見無ければ、この内容について承認をいただけますか。

(「はい。」の声あり)

それではこのように決定をいたします。

この非農地調査ですが中間管理事業とのからみもございまして、件数は多くはございませんが、まだまだ続く見込みです。

島内一円、一通りの調査は済んでおります。トータルで1,000haの非農地認定をしているんじゃないかと思えます。もともと屋久島町では2,700haの農地がありましたので1,700ha弱しか残っていないということになります。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第3回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（12時30分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

12番

13番

平成28年6月23日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久